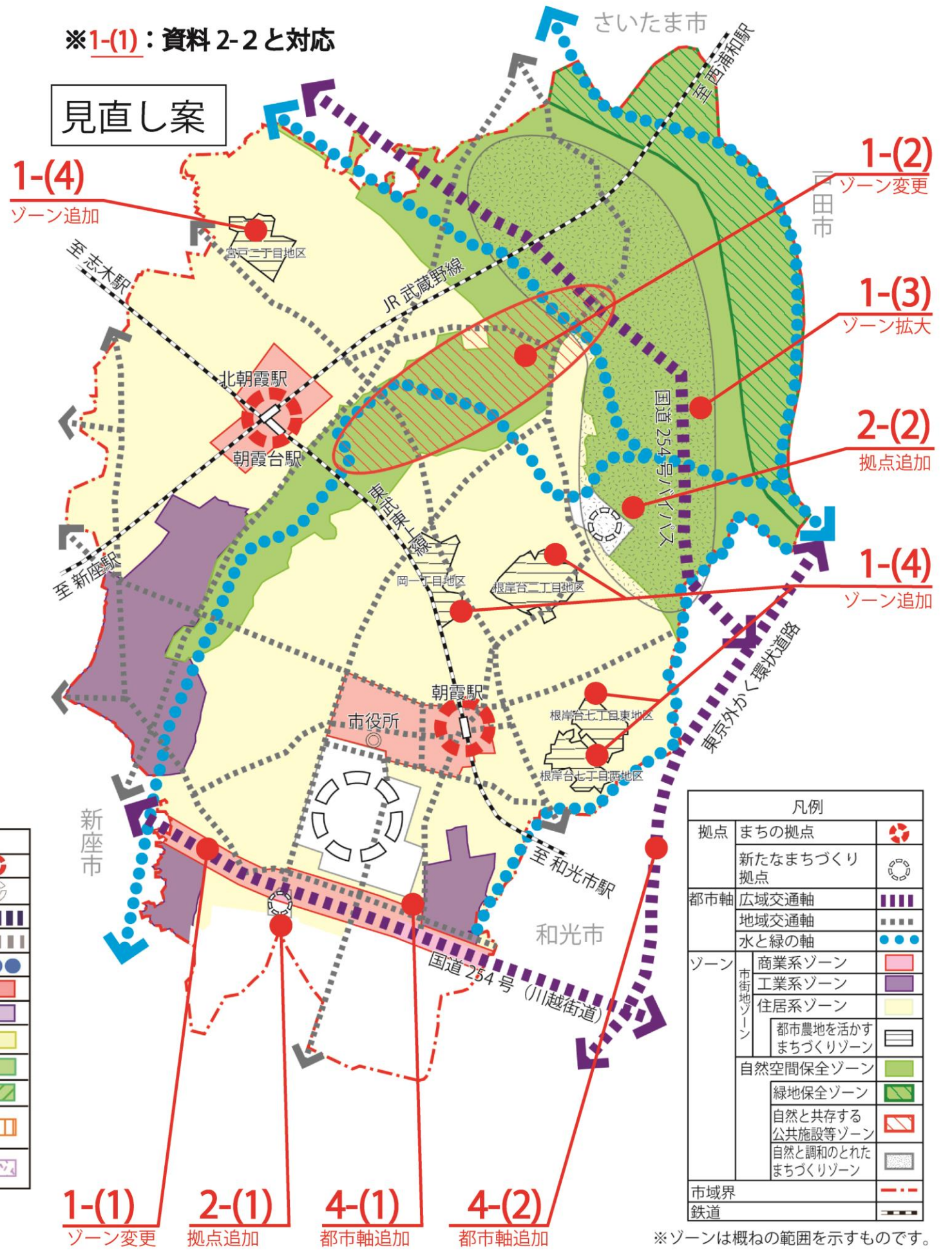
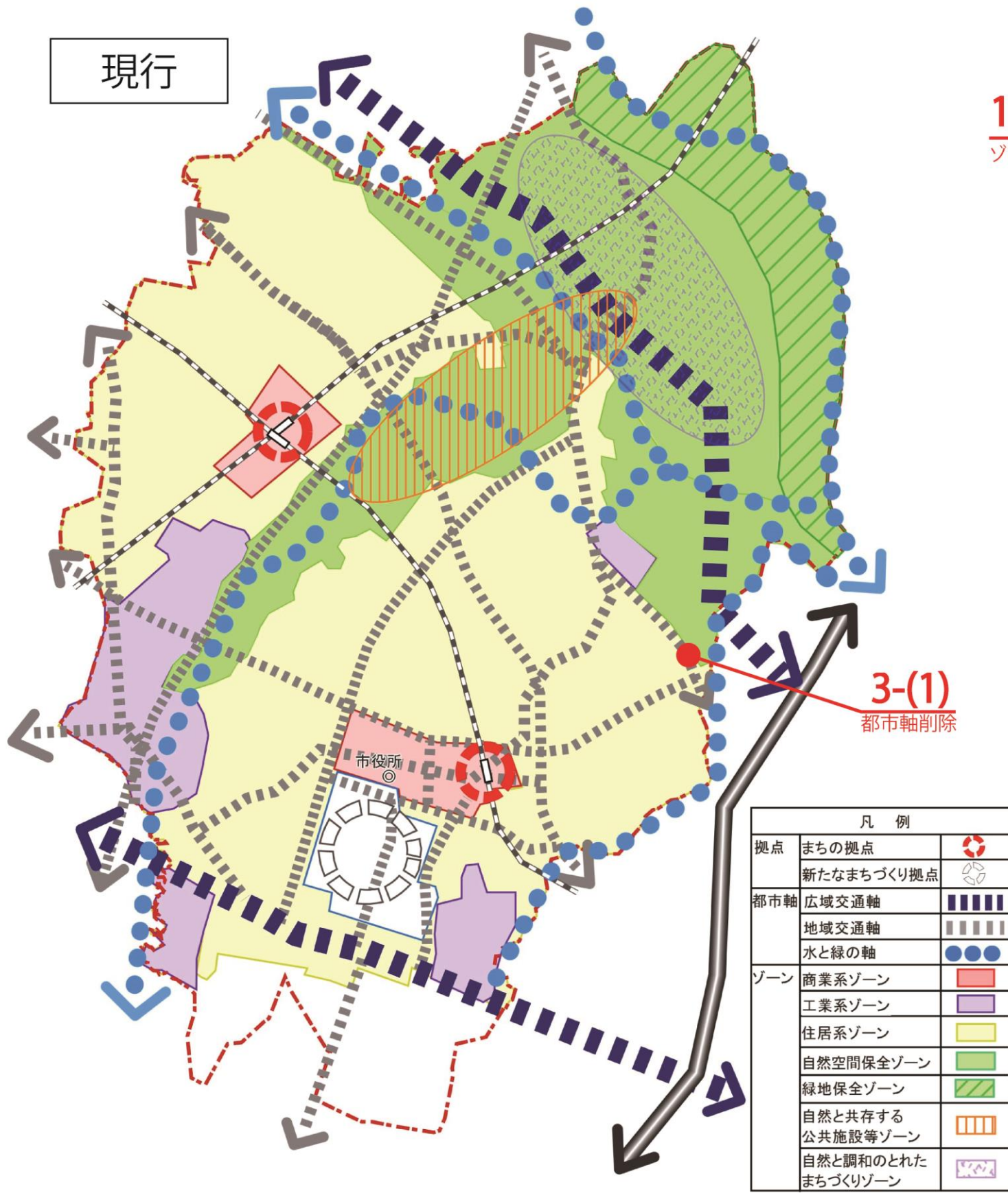


将来都市構造図（新旧対象図）事務局素案



■将来都市構造の変更案

○将来都市構造

都市構造の構成要素としては、今後の主要な都市整備の効果的な投資や各種の都市機能集積を図るための「拠点」、市内および隣接都市との連携や生活に潤いをもたらす自然要素の保全を図るための「都市軸」、都市的利用および自然的利用の区分や面的な広がりを表す「ゾーン」をそれぞれ設定します。

1) 拠点

i. まちの拠点

鉄道交通の利便性を活かした本市の中心的地帯として、また、地域生活の玄関口としての機能の強化や商業施設等の立地誘導を図るため、まちの拠点として東武東上線朝霞駅周辺、JR武蔵野線北朝霞駅および東武東上線朝霞台駅周辺を位置づけます。

ii. 新たなまちづくり拠点

既存の周辺公共施設の活用およびそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化・レクリエーション（休養・娯楽）的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点としてキャンプ朝霞跡地地区を位置づけます。

また、広域交通軸に位置づけられている国道254号（川越街道）の沿道で、商業系ゾーンに接する立地特性を活かした土地利用が期待される旧第四小学校跡地と、国道254号バイパスや東京外かく環状道路が近くにあるなど交通の利便性が良く、本市の地域経済の活性化と雇用の創出に資する土地利用が期待される根岸台3丁目地内の大規模工場跡地（予定地）を、新たなまちづくり拠点として位置づけます。

2) ゾーン

i. 市街地ゾーン

住宅地・商業地・工業地それぞれの区分に応じた適正な土地利用を図る市街地の範囲として次の3つを設定します。

a) 商業系ゾーン

魅力ある商業環境の形成、商業業務機能の集積を図るよう、現在指定されている商業系用途地域の範囲および国道254号沿道を位置づけます。

b) 工業系ゾーン

住工混在による市街地環境の悪化と相互機能の阻害の防止に努めるため、現在指定されている工業系用途地域の範囲（根岸台3丁目地内と膝折2丁目地内の一部の工業地域および栄町3、4丁目地内の一部の準工業地域を除く）を位置づけます。

c) 住居系ゾーン

現在指定されている住居系用途地域の範囲（国道254号沿道を除く）を位置づけます。